

弁護士の水田です。

弁護士業務にも様々な内容がありますが、交通事故はかなりポピュラーな分野であり、最近では「交通事故専門」などを謳う事務所も増えてきました。これも交通事故が身近な法律問題であるということに起因するのでしょう。平成28年中に発生した交通事故は約49万件、皆様方におかれても交通事故の経験がある方は少なくないと思われます。交通事故に遭遇されると、「過失相殺」「症状固定」といった法律用語と向き合わざるを得ず、また、その知識の有無で大きく対応が変わることにもなります。

保険会社から提示される賠償額は様々な要因で変動しますが、中でも大きく賠償額に影響する「後遺障害等級」です。その中でも目に見えにくい後遺障害の代表格、鞭打ち症（頸椎捻挫、腰椎捻挫）の際によく問題となる14級と非該当の後遺障害等級の区別についてご説明をしたいと思います。

後遺障害にも色々種類がありますが、いわゆる鞭打ちの際に問題となるのは12級13号「局部に頑固な神経症状を残すもの」、14級9号「局部に神経症状を残すもの」という神経症状の後遺障害です。

鞭打ちとは、もともとアメリカの医学界において、飛行機乗りの頭が離陸した後に首が痛くなることを「Whiplash injury of neck」と発表したことからこの名前となりました。すなわち、離陸の加速により、重い頭の部分が前後に動き、そのため頸部（首）の神経が損傷してしまうのです。交通事故で強い衝撃を受けた場合、やはり重い頭が先に動き、首の過屈曲、過伸展が発生することから、同じように鞭打ち症が発生します。

この首の痛みについて、レントゲンなどの画像所見がなく「医学的に証明できる」とまではいえないものの、「医学的に説明できる」症状が残っていれば、14級の認定を受け得る可能性があります。しかし、四肢の欠損などとは違い、「痛み」という症状は可視化できないので、非常に証拠化に苦労します。所定の後遺障害診断書は勿論、カルテなどを取り寄せ、訴えられている症状について医学的に説明可能であると説得しないといけません。

具体的には「症状の一貫性」があるかどうかを中心に検討することになりますが、実務的に重要な点は「一貫性を否定する事情があるかどうか」です。

例えば、受傷後すぐに病院に行かなかったケースなどでは、「それまでも痛かったけど我慢していた」などという説明では不十分でしょう。また、「雨の日に痛い」などという説明も、常時痛くないという要素として捉えられてしまいます。

詐病も多いのですが、やはり本当に痛いのに伝わらない、賠償に反映しない、というのが一番正義に反します。まずは、事故に遭われたら信頼できる保険代理店や専門家に相談の上、後々も含めた適切な対応を行うことが重要です。

(2017年4月3日：弁護士水田竜馬)